

査答申第70号

令和4年8月5日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 金谷 重樹

令和4年2月10日付け「生人事第125号」で諮問のありました事案について
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第1 審査請求の趣旨

生駒市長が審査請求人に対し、令和4年2月2日付け「生人事第117号」でした処分のうち、希望勤務形態、希望勤務日数、合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計を不開示とした部分を取り消し、開示する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が生駒市長(以下「市長」という。)に対し、生駒市情報

公開条例(以下「条例」という。)に基づき「令和3年度社会人対象枠(社会人B)生駒市職員採用試験1次試験、2次試験及び3次試験の選考基準と選考結果、採点表」の開示を請求したところ、市長がその一部を不開示とする決定(以下「本件処分」という。)をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分のうち、希望勤務形態、希望勤務日数、合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計を不開示とした部分を取り消し、開示することを求めるものである。

2 前提事実等

(1) 条例

条例第7条は柱書で「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、

第1号は本文で「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

(2) 市長が不開示とした情報(審査請求があった部分に限る。)と理由

ア 不開示とした情報

各受験者に係る希望勤務形態、希望勤務日数、合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計

イ 理由

不開示とした情報は個人に関する情報であって、かつ特定の個人を識

別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、条例第7条第1号が定める不開示情報に該当する。

(3) 各受験者の受験番号

本件処分は各受験者の受験番号を開示している。そして、それぞれの受験番号に対応して記録されている当該受験者に係る希望勤務形態、希望勤務日数、合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計を不開示としている。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

各受験者に係る希望勤務形態、希望勤務日数、合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計が条例第7条第1号に定める不開示情報に該当するかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(市長)

ア 各受験者に係る合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計は、選考基準に基づく優劣順位を明確に表現したものであり、本人でさえ知らされることのない個人の能力的な適性、評価に関する情報を含んでいること。

また、2年前に実施した社会人採用試験について、これらの評価を条例に基づく情報公開請求に応じて開示したところ(令和2年3月31日付け生人事第265号による決定)、受験者の同意を得ることなく当該情報を第三者に開示したことに対して一部の受験者から不安や不快の声が市に届けられるなど試験機関として信用を損なうおそれがあったこと。

そして、これらを開示すると、周囲の憶測により受験者(合格者及び不合格者)が好奇の目にさらされるおそれがあること。

から、条例第7条第1号に定める不開示情報である「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」個人に関する情報に当たる。

さらに、これらの評価は受験者が少数となる試験区分においては個人が特定されるおそれがあることから、各受験者に係る合計評価及び試験官毎の評価は、条例第7条第1号が不開示情報として定める「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報に当たる。

イ 希望勤務形態及び希望勤務日数は

各受験者が受験申込時に入力した情報であり、これを開示した場合、個人が特定されるおそれがある。特に、受験者が少数となる試験(3次試験等)に関しては、個人が特定されやすく、したがって条例第7条第1号が不開示情報として定める「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報に当たる。

(審査請求人)

ア 市長は、各受験者に係る合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計は個人の能力的な適性や評価に関する情報を含んでいるとしているが、これらの情報は、2年前に実施された社会人採用試験については条例に基づく情報公開請求に対して開示されており(令和2年3月31日付け生人事第265号による決定)、各受験者に係る合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計を、氏名、年齢、住所又は受験番号など個人を識別する情報と合わせて開示しない限り、知り得ない。

なお、本件処分は各受験者の受験番号を開示していることから、市長は、本件審査請求に対し、各受験者に係るこれらの情報を開示すれば、それらは、既に開示されている受験番号が紐づけされ、個人が識別される情報になると主張して、本件請求を認容しないおそれがある。そこで、審査請求人は本件処分によって開示された部分の写しの交付を受けず、閲覧もしなかった。

イ 市長は、各受験者に係る合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計を開示すると試験機関として信用を損なうおそれがあると主張するが、当該おそれは条例第7条第1号が定める不開示事由に当たらない。

ウ 市長は、各受験者に係る合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計を開示すると、周囲の憶測により受験者（合格者及び不合格者）が好奇の目にさらされるおそれがあるから、これらの情報は特定の個人を識別することはできなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある個人に関する情報であると主張する。

しかしながら、個人を識別する情報が含まれていない限り、これらの情報が開示されても個人を特定することはできず、したがって個人の権利利益も害されることはない。

また、情報公開に係る総務省や外務省の審査基準では、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある個人に関する情報について、人格や思想、心身状態、生活状態、私的生活の経歴等「私事」の情報を指すとされているから、処分庁は、本件処分で不開示とした各受験者の合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計が、受験者個人の人格や思想等と同列に扱われるべきものであるかどうか明らかにすべきである。

エ 市長は、受験者が少数となる受験区分においては、個人が特定されるおそれがあるため、条例第7条第1号が不開示情報として定める「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報に当たると主張する。しかしながら、評価等は私事等に関する公開に親しまない個人情報ではないばかりか、試験選考過程が公正に行われたかどうかの検証には不可欠の情報であり、社会通念上公開を欲しない情報とはいえない。他方、不合格者は個人を特定することは不可能であるし、合格者でも非常勤会計年度任用職員として採用された者は、市が宣伝しない限り、個人の特定は極めて困難である。

オ 市長は、希望勤務形態及び希望勤務日数について、各受験者が受験申込時に入力した情報であり、これを開示した場合、個人が特定されるおそれがあると主張する。しかしながら、これらの情報や評価等を開示した場合、受験

者が当該情報を見て自分の評価を類推特定することができるかもしれないが、第三者が個人を特定することはできない。

カ 市長は、受験者が少数となる試験区分においては個人が特定されるおそれがあると主張する。しかしながら、審査請求人は個人を特定しうる氏名や性別、年齢、住所については開示を求めている以上、希望勤務形態及び希望勤務日数を開示しても個人を特定することは不可能である。

第4 当審査会の判断

審査請求人は、本件処分のうち、各受験者に係る合計評価及び試験官毎の評価を不開示とした部分の取消しと開示を求め、その理由として、それらの情報は、過去において、条例に基づく開示請求に応じて開示されたこと、そして、本件処分によって開示された対象文書（各受験者の受験番号を含む。）について、審査請求人は、その写しの交付を受けず、また閲覧もしていないことを主張する。

つまり、審査請求人は、要旨、本件処分は各受験者の受験番号を開示しているから、本件処分に対する審査請求において、これに加えて、さらに本件処分が不開示とした過去において開示されたところの各受験者に係る合計評価及び試験官毎の評価を開示することを求めると、市長が、各受験者の受験番号と各受験者に係るこれらの情報の双方が紐づけされる結果となることを理由に、各受験者に係るこれらの情報について、それらを特定の個人を識別することができる個人に関する情報であり、条例第7条第1号にいう不開示情報に当たるとして開示に応じないおそれがあるから、審査請求人において紐づけできないようにするため、本件処分が開示した対象文書(各受験者の受験番号を含む。)について、その写しの交付を受けず、また閲覧もしていないと主張する。

しかしながら、審査請求人が、本件処分によって開示された対象文書(各受験者の受験番号を含む。)について、たとえその写しの交付を受けず、また閲覧もしていないとしても、それはあくまで審査請求人の判断によって生じた審査請求人に固有の事情ないし状況にすぎない。各受験者の受験番号は本件処分によって既に開示され

ており、そのような審査請求人に固有の事情ないし状況によって本件処分の法的効果としての各受験者の受験番号が開示された事実は何ら否定されるものではない。

そうすると、かかる審査請求は、畢竟、開示部分及び不開示部分の変更を求めるもの、つまり、その実質は、本件処分が既に開示している各受験者の受験番号を不開示とする一方、不開示とした各受験者に係る合計評価及び試験官毎の評価を開示することを求めるものであるから不適法であるといわなければならない。

なお、争点に対する審査請求人の主張のうち、各受験者に係る合計評価及び試験官毎の評価を開示すると試験機関として信用を損なうおそれがあるとする市長の主張に対して当該おそれは条例第7条第1号が定める不開示事由に当たらないとするものは首肯できるが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。また、評価等につき、要旨、これらは私事等に関する公開に親しまない個人情報ではないばかりか、試験選考過程が公正に行われたかどうかの検証には不可欠であり、社会通念上公開を欲しない情報とはいえないとするものは、条例第7条に係る独自の解釈又は見解であって採用できない。そして、その余の主張は、いずれも各受験者の受験番号が開示されていないこと、つまり本件処分の法的効果を認めないことを前提としたものであって、受験者数の多少を問わず、たとえば相互に受験番号を知り得る立場にあった複数人の知人(受験会場等において自己が特定され得る情報を交換した者等を含む。)が受験した場合には、特定の個人とその者に係る評価等、希望勤務形態、希望勤務日数、合否等が容易に結びつくおそれがある本件においては採用できない。

以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年2月10日	・市長からの諮問（生人事第125号）を受けた。
令和4年3月4日	・市長から弁明書の写しの提出を受けた。
令和4年4月26日 (第168回審査会)	・審議を行った。
令和4年5月26日 (第169回審査会)	・審議を行った。
令和4年7月5日 (第170回審査会)	・審議を行った。
令和4年7月19日 (第171回審査会)	・審議を行った。
令和4年7月26日 (第172回審査会)	・審議を行い、答申を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学名誉教授	会 長
わ じま み え こ 和 島 美 枝 子	弁護士	会長職務代理者
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学教授	
ふく つか か え 福 塚 圭 恵	弁護士	
むら なか よう すけ 村 中 洋 介	近畿大学准教授	